

尾張旭市監査公表第19号

令和7年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年2月19日付け6会第30号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月28日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

会計課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第4条及び第5条）。 今回、併せて実施した生涯学習課、図書館及び文化スポーツ課を対象とした監査において、行政財産目的外使用料について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきたとの事案を検出した。 そこで、事後の調定について、会計規則を所管する会計課が毎年度作成し庁内に展開している「事後調定科目一覧表」の令和6年度のものを見たところ、生涯学習課、図書館及び文化スポーツ課に係る行政財産目的外使用料が掲げられていた。つまり、会計規則の規定上、原則どおり事前に調定すべき歳入について、所管課自らが、事後に調定できるものとして庁内に通知してしまっていた。	各課に聞き取りを行い、事後調定一覧表の内容を精査し、法令又は性質上事前に調定ができる歳入と判断したものについては令和7年度予算から事後調定科目から除外することとした。 今後は、事後調定科目を除き、歳入を収入しようとするときは、事前の調定を徹底するよう各課に周知する。

この点、会計課からは、前年度に事後調定とされていたものについて事務が変更になったかどうかは、各課からの申出がない限り、確認はしていないとの説明があった。しかしながら、各課からの申出がないからといって、所管課として、毎年度漫然と同一覧表に掲げ、事後調定を認め続けていいものとは考えられない。 会計課においては、今後は、会計規則の所管課として、法令又は性質上事前に調定ができない歳入を除いて、各課に事前の調定を徹底させるようにされたい。	
歳入を収入しようとするときは、当該歳入について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第1項に規定するところによりこれを調査し、その内容が適正であると認めるときは、歳入予算の科目ごとに調定決議書により決議しなければならず、事後に調定する歳入についても、会計管理者等からの通知を受けた後、これに準じて調定しなければならない（会計規則第4条及び第5条）。 会計課によれば、事後調定は、各課で受け付け、金融機関に入金された納付金が、市の公金として反映されるのを受けて、会計課が、毎日、財務会計システムの「日次処理」で作成した事後調定一覧表を、本市のグループウェア上の「ネットフォルダ」に掲示し、各課が同一覧表を確認する、という運用となっている。 この点、各課の確認に係る具体的な方法は特段示されておらず、会計課としても、各課がどのように事後調定一覧表を確認しているかのみならず、確認しているかどうかも了知していなかった。 会計規則第5条により、事後調定についても、各課でその決議が必要であり、会計規則を所管する会計課においては、作成された事後調定一覧表の確認に係る具体的な方法を示す、実際に確認がなされているかチェックするなどにより、各課が会計規	過去に事後調定一覧表は、紙で出力し各課へ配布していたが、事務負担の軽減と紙の使用量削減を目的に令和3年1月4日配布分から各課へメール配信とし、令和4年9月からはメールフォルダのデータ容量の圧迫を理由として庁内グループウェアに掲載する方法に変更している。 会計課では毎日「日次処理」において事後調定処理を行い、庁内グループウェア上に掲示しているにもかかわらず、各課においては適切に確認されていなかったことを鑑み、今後は「日次処理」を行って収入が公金として反映されたことを確認した後、速やかに事後調定一覧表を該当課に配布する方法で通知することとする。その際、通知を受けた課において、事後調定一覧表をもって調定するものであることを明確にするため、余白に決裁欄を設け、各課にて決裁を受けることとする。 今後、年度末に開催予定の会計事務説明会において、上記の取扱いについて周知する。

則にのっとり事務処理をするよう措置
を検討されたい。